

令和7年4月1日から

対象施設で減免を受けられる 障害者のかたの範囲が拡大されました

これまでの対象者

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

をお持ちのかた

拡大

令和7年4月1日以降の対象者

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 障害福祉サービス受給者証
- 通所受給者証
- 指定難病医療受給者証
- 指定難病登録者証
- 特定疾患医療受給者証
- 指定疾患医療受給者証
- 県単独指定難病医療受給者証

をお持ちのかた

※上記のどれかを提示で対象施設で減免が受けられます。

※障害者手帳は「ミライロIDの掲示」でも減免が受けられます。

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
氏名	おせいゆい様
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
性別	女
障害種別	知的障害
交付年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
交付場所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

手帳じゃなくても
大丈夫きゅぽ！



きゅぼらん

さらに！

介護者の制限もなくなりました

障害者に付き添って施設を利用するかたであれば、どなたでも一緒に減免を受けられます。

(減免を受けられる人数は、障害者1人につき1人まで。)